

〔1〕大気汚染

1-1 概要

大気汚染とは、人の健康や生活環境に悪い影響を及ぼす物質が、大気中に一定期間連続的に存在している状態をいいます。これは、燃料その他の物質の燃焼や化学処理、機械処理により排出されるばい煙（硫黄酸化物・窒素酸化物・一酸化炭素等）、粉じん（浮遊粒子状物質等）など、それらが反応して生成される二次汚染物質（光化学オキシダント等）によって引き起こされます。その主な発生源は、工場・事業所等の燃焼施設（固定発生源）や自動車（移動発生源）等です。

当町には、大気汚染防止法に定める「ばい煙発生施設」が5事業所あります。県と協力して立入調査を実施し、汚染の低減に努めています。また、道路交通網の整備により交通量の増加が考えられるため、定期的に自動車排気ガス測定を実施しています。

大気の汚染に係る環境基準

物質	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オキシダント (O _x)
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
備考					
<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないように努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 					

(3) 一酸化炭素調査結果

項目 \ No	1	2	3	4	5	6
調査地点	中里四ツ谷交差点	生涯学習センター前	社会福祉協議会前	茶屋旧国道入口	こぼと遊園地	緑が丘1丁目清水上
路線名	県道秦野二宮線	県道秦野二宮線	国道1号線	国道1号線	町道81号線	小田原厚木道路
調査日	H26 1.20、21	H26 1.20、21	H26 1.22、23	H26 1.22、23	H26 1.21、 23～24	H26 1.21、 23～24
8時間平均値 (ppm)	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
	環境基準値 20					
1日平均値 (ppm)	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
	環境基準値 10					

※こぼと遊園地・緑が丘1丁目清水上は、21日に9時～22時、23日に23時、24日に0時～8時の時間帯を測定した。

1-3 光化学スモッグ

光化学スモッグの原因は光化学オキシダントで、工場や自動車の排出ガスなどに含まれている窒素酸化物と、ガス状の炭化水素系物質が太陽の紫外線のもとで光化学反応をおこし生成されます。光化学スモッグは目やのどに対する刺激や、植物が枯れるなどの被害が発生するといわれており、気温が高く風が弱い日は光化学オキシダントの濃度が高くなるため、県では4月から10月までの7ヶ月間を光化学スモッグの緊急時措置実施期間として情報提供及び関係機関の連絡強化を行っています。光化学オキシダントの濃度と気象条件に応じて段階的に、予報、注意報、警報、重大時警報を発令しています。

県大気汚染緊急時措置発令基準

種類		発令基準
予報	前日 (午後5時)	翌日の気象条件などからみて、光化学オキシダント濃度が注意報の発令基準の程度になるおそれがあると予測したとき
	当日 (午前10時)	当日の気象条件などからみて、光化学オキシダント濃度が注意報の発令基準の程度になるおそれがあると予測したとき
注意報		光化学オキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上となり、気象条件からみて、その状況が継続すると認められるとき
警報		光化学オキシダント濃度の1時間値が0.24ppm以上となり、気象条件からみて、その状況が継続すると認められるとき
重大緊急時警報		光化学オキシダント濃度の1時間値が0.4ppm以上となり、気象条件からみて、その状況が継続すると認められるとき

県大気汚染緊急時措置等発令地域

地域	市町村	地域	市町村	地域	市町村	地域	市町村
横浜	横浜市	湘南	平塚市	県央	秦野市	西湘	小田原市
川崎	川崎市		鎌倉市		厚木市		南足柄市
相模原	相模原市		藤沢市		大和市		中井町
横須賀	横須賀市		茅ヶ崎市		伊勢原市		大井町
三浦	三浦市		逗子市		海老名市		松田町
			葉山町		座間市		山北町
			寒川町		綾瀬市		開成町
			大磯町		愛川町		箱根町
		二宮町	清川村	真鶴町			
					湯河原町		

※相模原市は北相地域から単独となり北相地域は、県央地域に含まれた地域別注意報発令回数

	H21	H22	H23	H24	H25
横浜	2	6	4	2	12
川崎	3	7	4	2	11
横須賀	1	4	2	1	4
三浦	0	0	0	0	0
相模原	—	5	2	1	7
湘南	2	7	4	0	10
県央	2	5	2	1	5
西湘	1	3	0	1	6
北相	2	—	—	—	—

1-4 放射線

(1) 町内の空間放射線測定

平成 23 年度から県と町の合同で空間放射線量（大気中の放射線の量）をサーベイメータにより、町役場駐車場及び消防本部車庫前で測定しています。なお、平成 25 年度の測定結果は、健康に影響のある値ではありませんでした。

測定機器 シンチレーション式サーベイメータ（ALOKA TCS-171）

（単位： μ Sv/h）

年度	測定日	天候	町役場駐車場			消防本部車庫前		
			測定高さ・測定値			測定高さ・測定値		
			地上 1m	地上 50cm	地上 5cm	地上 1m	地上 50cm	地上 5cm
平成 23 年度	H23. 7. 26	晴	0.04	0.05	0.06	-	-	-
	H23. 9. 21	晴	0.05	0.05	0.06	-	-	-
	H23. 12. 21	晴	0.05	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06
	H24. 3. 27	晴	0.05	0.05	0.07	0.06	0.06	0.07
平成 24 年度	H24. 6. 27	晴	0.05	0.06	0.08	0.05	0.05	0.07
	H24. 9. 20	晴	0.04	0.04	0.06	0.05	0.05	0.05
	H24. 12. 7	晴	0.04	0.05	0.07	0.06	0.06	0.06
	H25. 3. 13	晴	0.04	0.04	0.06	0.05	0.05	0.06
平成 25 年度	H25. 7. 8	晴	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05
	H25. 9. 17	晴	0.03	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04
	H25. 12. 16	晴	0.04	0.04	0.06	0.05	0.05	0.06

※備考 「-」は未実施

(2) 放射線測定器の貸し出し

平成 24 年 6 月より生活環境等の放射線量の把握を支援するため、町が所有する空間放射線量測定器を町内に住所を有する 18 才以上の方及び町内に事務所又は事業所を有する法人に貸出しをしています。なお、測定結果は、健康に影響のある値ではありませんでした。

ア. 測定場所 申請者の所有地の庭、玄関周辺、側溝、屋内等

イ. 貸出測定機器 シンチレーション式 堀場製作所 PA-1000 (Radi)

(実績)

年度	申請件数	測定結果
平成 24 年度	20 件	0.024~0.176 μ Sv/h (平均 0.048 μ Sv/h)
平成 25 年度	5 件	0.025~0.064 μ Sv/h (平均 0.039 μ Sv/h)

(参考)

町の公共施設等における放射性物質の除染を行う基準として、地表 5 cm で測定した空間放射線量が 0.23 μ Sv/h 以上となった場合、簡易な除染を行うこととしています。また、地表 1 m の高さで 1.05 μ Sv/h 以上となった場合、文部科学省に連絡するとともに、可能な範囲で簡易な除染を行うこととしています。